平成２２年（フ）第３７８号
滋賀県野洲市冨波乙710番地35、前住所大津市朝日１丁目22番地９
債務者　眞鍋　宏通
1　決定年月日時　平成22年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３８７号
滋賀県草津市東草津３丁目11番29―105号
債務者　平田奈都美
1　決定年月日時　平成22年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１９４号
滋賀県近江八幡市安土町下豊浦50番地63マンション加賀２号館６号
債務者　辻中　新藏
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第１０６７号
広島市東区矢賀新町２丁目４番18―103号
債務者　松野　浩樹
1　決定年月日時　平成22年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１０７１号
広島市南区東雲本町２丁目１番８―408号
債務者　杉山亮こと　金　　在淑
1　決定年月日時　平成22年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１１４８号
広島市安佐南区東野３丁目３番18―103号
債務者　河北　景子（旧姓前田）
1　決定年月日時　平成22年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１２９８号
広島市安芸区中野７丁目５番18号
債務者　中尾　由香（旧姓池堂）
1　決定年月日時　平成22年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１１４号
広島県尾道市栗原町9650番地44
債務者　近藤謙太郎
1　決定年月日時　平成22年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２２年（フ）第１１５号
広島県尾道市吉和西元町25番３号
債務者　上原　裕美
1　決定年月日時　平成22年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２２年（フ）第６５号
愛媛県今治市共栄町４丁目５番地１　レオパレス森見公園103号、旧住所高知県長岡郡大豊町川戸131番地１
債務者　園路　健生
1　決定年月日時　平成22年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２２年（フ）第５７１号
高知県土佐市高岡町乙653番地16
債務者　岡林　幸代
1　決定年月日時　平成22年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第５７６号
高知県南国市西野田町１丁目１番３号　昇弘コーポ301号
債務者　竹内　雅史
1　決定年月日時　平成22年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第５８９号
高知市大川筋２丁目２番21号　小笠原アパート１Ｆ北
債務者　南木サト子
1　決定年月日時　平成22年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第５９５号
高知県香南市野市町西野2105番地６
債務者　大﨑あすか
1　決定年月日時　平成22年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第５９８号
高知市春野町西分780番地　ハイツ和101号室
債務者　森本　彩子
1　決定年月日時　平成22年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１１８号
福岡県飯塚市上三緒629番地　市営上三緒団地住宅99棟441号
債務者　森上　玲惠
1　決定年月日時　平成22年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２２年（フ）第１２１号
福岡県飯塚市柏の森520番地１　古谷ビル102号
債務者　小林日出男
1　決定年月日時　平成22年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部